

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成24年10月1日作成)

法令名	都市再開発法（昭和44年6月3日法律第38号）
根拠条項	第7条の5 第1項
処分の概要	無許可建築者に対する措置命令
法令の定め	（違反行為に対する措置） 第7条の5 都道府県知事は、前条第1項の規定に違反した者があるときは、その者に対して、その違反を是正するため必要な措置を命ずることができる。
処分基準	設定しない （理由）当該不利益処分の事例がこれまでにないことから、不利益処分の個々の事例により判断すべき内容の有無について把握ができないが、法令により不利益処分の具体的な適用については明らかなことから、改めて処分基準を設定することを要しないと判断する。
処分担当課	建設部住宅局建築指導課建築安全推進グループ （電話番号：011-204-5097）
問い合わせ先	同上
備考	

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成24年10月1日作成)

法令名	都市再開発法（昭和44年6月3日法律第38号）
根拠条項	第56条の3 第2項
処分の概要	特定事業参加者に対する延滞金の徴収
法令の定め	（負担金の滞納処分） 第56条の3 2 前項の督促をするときは、政令で定めるところにより、年十四・五パーセントの割合を乗じて計算した額の範囲内の延滞金を徴収することができる。
処分基準	設定しない （理由）当該不利益処分の事例がこれまでになく、今後も見込みがないと判断するため。
処分担当課	建設部住宅局建築指導課建築安全推進グループ （電話番号：011-204-5097）
問い合わせ先	同上
備考	

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成24年10月1日作成)

法令名	都市再開発法（昭和44年6月3日法律第38号）
根拠条項	第99条の8 第1項
処分の概要	特定建築者の決定の取消し
法令の定め	（特定施設建築者が建築計画に従って建築されない場合の措置）第99条の8 施行者は、特定建築者が建築計画に従って特定施設建築物を建築しなかった場合 においては、その者を特定建築者とする決定を取り消すことができる。
処分基準	設定しない （理由）北海道が市街地再開発事業の施行者として、事業を行った事例がない こと、また、現状ではこれからも施行者として事業を行うことがないた め、設定しない。
処分担当課	建設部住宅局建築指導課建築安全推進グループ （電話番号：011-204-5097）
問い合わせ先	同上
備考	

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成24年10月1日作成)

法令名	都市再開発法（昭和44年6月3日法律第38号）
根拠条項	第99条の8 第2項
処分の概要	土地の明け渡しの請求
法令の定め	（特定施設建築物が建築計画に従って建築されない場合の措置） 第99条の8 2 施行者は、前項の規定により同項の決定を取り消した場合においては、特定建築者及び特定施設建築物の敷地又は当該敷地にある物件を占有している者に対し、相当の期限を定めて、当該敷地の明渡しを求めることができる。
処分基準	設定しない （理由）北海道が市街地再開発事業の施行者として、事業を行った事例がないこと、また、現状ではこれからも施行者として事業を行うことがないため、設定しない。
処分担当課	建設部住宅局建築指導課建築安全推進グループ （電話番号：011-204-5097）
問い合わせ先	同上
備考	

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成24年10月1日作成)

法令名	都市再開発法（昭和44年6月3日法律第38号）
根拠条項	第104条
処分の概要	清算金の徴収
法令の定め	<p>（清算）</p> <p>第104条 前条第1項の規定により確定した施設建築敷地若しくはその共有特分又は施設建築物の一部等の価額とこれを与えられた者がこれに対応する権利として有していた施行地区内の宅地、借地権又は建築物の価額とに差額があるときは、施行者は、その差額に相当する金額を徴収し、又は交付しなければならない。同項の規定により確定した施設建築敷地の地代の額と第88条第1項ただし書の規定により支払った地代の概算額とに差額があるときも、同様とする。</p>
処分基準	<p>設定しない</p> <p>（理由）北海道が市街地再開発事業の施行者として、事業を行った事例がないこと、また、現状ではこれからも施行者として事業を行うことがないため、設定しない。</p>
処分担当課	建設部住宅局建築指導課建築安全推進グループ （電話番号：011-204-5097）
問い合わせ先	同上
備考	

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成24年10月1日作成)

法令名	都市再開発法（昭和44年6月3日法律第38号）
根拠条項	第106条 第3項
処分の概要	延滞金の徴収
法令の定め	（清算金の徴収） 第106条 3 前項の督促をするときは、組合にあっては定款で定めるところにより、地方公共団体又は公団等にあっては政令で定めるところにより、年14・5パーセントの割合を乗じて計算した額の範囲内の延滞金を徴収することができる。
処分基準	設定しない （理由）北海道が市街地再開発事業の施行者として、事業を行った事例がないこと、また、現状ではこれからも施行者として事業を行うことがないため、設定しない。
処分担当課	建設部住宅局建築指導課建築安全推進グループ （電話番号：011-204-5097）
問い合わせ先	同上
備考	

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成24年10月1日作成)

法令名	都市再開発法（昭和44年6月3日法律第38号）
根拠条項	第111条（104条読み換え）
処分の概要	清算金の徴収
法令の定め	<p>第111条 施行者は、第75条第2項の規定により権利変換計画を定めることが適当でないと認められる特別の事情があるときは、同項の規定にかかわらず、施設建築敷地に地上権（第109条の2第3項に規定する地上権を除く。）が設定されないものとして権利変換計画を定めることができる。</p> <p>この場合においては、第76条、第77条第2項後段及び第3項並びに第88条第1項の規定は適用せず、次の表の上欄に掲げる規定の同表中欄に掲げる字句は、同表下欄に掲げる字句に読み替えて、これらの規定を適用する。</p> <p>（次の表略）</p>
処分基準	<p>設定しない</p> <p>（理由）北海道が市街地再開発事業の施行者として、事業を行った事例がないこと、また、現状ではこれからも施行者として事業を行うことがないため、設定しない。</p>
処分担当課	建設部住宅局建築指導課建築安全推進グループ （電話番号：011-204-5097）
問い合わせ先	同上
備考	

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成24年10月1日作成)

法令名	都市再開発法（昭和44年6月3日法律第38号）
根拠条項	第112条
処分の概要	事業代行開始の決定
法令の定め	（事業代行開始の決定） 第112条 都道府県知事は、個人施行者又は組合の事業の現況その他の事情により個人施行者又は組合の事業の継続が困難となるおそれがある場合において、第124条第2項、第124条の2又は第125条の規定による監督処分によっては個人施行者又は組合の事業の遂行の確保を図ることができないと認めるときは、事業代行の開始を決定することができる。
処分基準	設定しない （理由）当該不利益処分の事例がこれまでにないことから、不利益処分の個々の事例により判断すべき内容の有無について把握ができないが、法令により不利益処分の具体的な適用については明らかなことから、改めて処分基準を設定することを要しないと判断する。
処分担当課	建設部住宅局建築指導課建築安全推進グループ （電話番号：011-204-5097）
問い合わせ先	同上
備考	

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成24年10月1日作成)

法令名	都市再開発法（昭和44年6月3日法律第38号）
根拠条項	第118条の24 第1項
処分の概要	清算金の徴収
法令の定め	（清算） 第118条の24 前条第1項の規定により確定した従前の権利の価額と同項の規定により確定した建築施設の部分の価額とに差があるときは、施行者は、その差額に相当する金額を徴収し、又は交付しなければならない。
処分基準	設定しない （理由）北海道が市街地再開発事業の施行者として、事業を行った事例がないこと、また、現状ではこれからも施行者として事業を行うことがないため、設定しない。
処分担当課	建設部住宅局建築指導課建築安全推進グループ （電話番号：011-204-5097）
問い合わせ先	同上
備考	

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成24年10月1日作成)

法令名	都市再開発法（昭和44年6月3日法律第38号）
根拠条項	第118条の24 第2項
処分の概要	延滞金の徴収
法令の定め	<p>（清算）</p> <p>第118条の24</p> <p>2 第105条から第107条まで（第106条第6項を除く。）の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、第105条第1項中「前条」とあるのは「第118条の23第1項」と、「同条」とあるのは「第118条の24第1項」と、第106条第1項及び第2項中「第104条」とあるのは「第118条の24第1項」と、第107条第1項中「第104条」とあるのは「第118条の24第1項」と、「施設建築物の一部」とあるのは「建築施設の部分」と、同条第2項中「第101条第1項」とあるのは「第118条の21第1項」と読み替えるものとする。</p>
処分基準	<p>設定しない</p> <p>（理由）北海道が市街地再開発事業の施行者として、事業を行った事例がないこと、また、現状ではこれからも施行者として事業を行うことがないため、設定しない。</p>
処分担当課	建設部住宅局建築指導課建築安全推進グループ （電話番号：011-204-5097）
問い合わせ先	同上
備考	

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成24年10月1日作成)

法令名	都市再開発法（昭和44年6月3日法律第38号）
根拠条項	第118条の25の2第3項(118条の24の第1項読み替え)
処分の概要	清算金の徴収
法令の定め	(追加) 第118条の25の2 3 第1項の場合においては、次の表の上欄に掲げる規定の同表中欄に掲げる字句は、同表下欄に掲げる字句に読み替えて、これらの規定を適用する。 (次の表略)
処分基準	設定しない (理由) 北海道が市街地再開発事業の施行者として、事業を行った事例がないこと、また、現状ではこれからも施行者として事業を行うことがないため、設定しない。
処分担当課	建設部住宅局建築指導課建築安全推進グループ (電話番号：011-204-5097)
問い合わせ先	同上
備考	

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成24年10月1日作成)

法令名	都市再開発法（昭和44年6月3日法律第38号）
根拠条項	法第118条の25の2第3項(118条の24第2項読み替え)
処分の概要	延滞金の徴収
法令の定め	(追加) 第118条の25の2 3 第1項の場合においては、次の表の上欄に掲げる規定の同表中欄に掲げる軸は、同表下欄に掲げる字句に読み替えて、これらの規定を適用する。 (次の表略)
処分基準	設定しない (理由) 北海道が市街地再開発事業の施行者として、事業を行った事例がないこと、また、現状ではこれからも施行者として事業を行うことがないため、設定しない。
処分担当課	建設部住宅局建築指導課建築安全推進グループ (電話番号：011-204-5097)
問い合わせ先	同上
備考	

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成24年10月1日作成)

法令名	都市再開発法（昭和44年6月3日法律第38号）
根拠条項	第118条の27 第1項
処分の概要	物件の移転命令
法令の定め	<p>（物件の移転命令）</p> <p>第118条の27 第二種市街地再開発事業の施行者は、当該第二種市街地再開発事業の施行のため必要があるときは、施行地区内の土地にある物件の所有者で当該物件のある土地に関し施行者に対抗することができる権利を有しない者に対し、相当の期限を定めて、当該物件の移転を命じ、当該物件の占有者で当該物件に関し所有者に対抗することができる権利を有しないものに対し、相当の期限を定めて、当該物件を所有者に引き渡すべきことを命ずることができる。</p>
処分基準	<p>設定しない</p> <p>（理由）北海道が市街地再開発事業の施行者として、事業を行った事例がないこと、また、現状ではこれからも施行者として事業を行うことがないため、設定しない。</p>
処分担当課	建設部住宅局建築指導課建築安全推進グループ （電話番号：011-204-5097）
問い合わせ先	同上
備考	

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成24年10月1日作成)

法令名	都市再開発法（昭和44年6月3日法律第38号）
根拠条項	第118条の28第2項（99条の8第1項の読み替え）
処分の概要	特定建築者の決定の取消し
法令の定め	<p>（施行者以外の者による施設建築物の建築）</p> <p>第118条の28</p> <p>2 第99条の2第2項及び第3項並びに第99条の3から第99条の9までの規定は、前項の規定により施行者以外の者に施設建築物の建築を行わせる場合について準用する。この場合において、第99条の2第2項中「権利変換計画」とあるのは「管理処分計画」と、第99条の6第2項中「当該特定施設建築物の所有を目的とする地上権（施行者が当該特定施設建築物の敷地の全部を取得した場合にあっては、当該特定施設建築物の敷地）」とあるのは「当該施設建築物の敷地」と読み替えるものとする。</p>
処分基準	<p>設定しない</p> <p>（理由）北海道が市街地再開発事業の施行者として、事業を行った事例がないこと、また、現状ではこれからも施行者として事業を行うことがないため、設定しない。</p>
処分担当課	建設部住宅局建築指導課建築安全推進グループ （電話番号：011-204-5097）
問い合わせ先	同上
備考	

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成24年10月1日作成)

法令名	都市再開発法（昭和44年6月3日法律第38号）
根拠条項	法第118条の28 第2項（99条の8第2項の読み替え）
処分の概要	土地の明渡し請求
法令の定め	<p>（施行者以外の者による施設建築物の建築）</p> <p>第118条の28</p> <p>2 第99条の2第2項及び第3項並びに第99条の3から第99条の9までの規定は、前項の規定により施行者以外の者に施設建築物の建築を行わせる場合について準用する。この場合において、第99条の2第2項中「権利変換計画」とあるのは「管理処分計画」と、第99条の6第2項中「当該特定建築施設建築物の所有を目的とする地上権（施行者が当該特定施設建築物の敷地の全部を取得した場合にあっては、当該特定施設建築物の敷地）」とあるのは「当該施設建築物の敷地」と読み替えるものとする。</p>
処分基準	<p>設定しない</p> <p>（理由）北海道が市街地再開発事業の施行者として、事業を行った事例がないこと、また、現状ではこれからも施行者として事業を行うことがないため、設定しない。</p>
処分担当課	建設部住宅局建築指導課建築安全推進グループ （電話番号：011-204-5097）
問い合わせ先	同上
備考	

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成24年10月1日作成)

法令名	都市再開発法（昭和44年6月3日法律第38号）
根拠条項	第118条の30 第1項
処分の概要	再開発会社の事業代行の決定
法令の定め	（再開発会社の事業代行） 第118条の30第1項により、都道府県知事は、第二種市街地再開発事業について、再開発会社の事業の現況その他の事情により、事業の継続が困難となるおそれがある場合において、監督処分によっては事業の遂行の確保を図ることができないと認めるときは、事業代行の開始を決定することができる。
処分基準	設定しない （理由）再開発会社の制度は平成14年6月1日から施行されているが、現在のところ全国的にも申請事例がないこと、北海道において第二種市街地再開発事業が施行された事例がないことから、設定は困難である。
処分担当課	建設部住宅局建築指導課建築安全推進グループ （電話番号：011-204-5097）
問い合わせ先	同上
備考	

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成24年10月1日作成)

法令名	都市再開発法（昭和44年6月3日法律第38号）
根拠条項	第121条 第1項
処分の概要	公共施設管理者に対する負担金の請求
法令の定め	<p>（公共施設管理者の負担金）</p> <p>第121条 施行者は、市街地再開発事業の施行により整備されることとなる重要な公共施設で政令で定めるものの管理者又は管理者となるべき者に対し、当該公共施設の整備に要する費用の全部又は一部を負担することを求めることができる。</p>
処分基準	<p>設定しない</p> <p>（理由）北海道が市街地再開発事業の施行者として、事業を行った事例がないこと、また、現状ではこれからも施行者として事業を行うことがないため、設定しない。</p>
処分担当課	建設部住宅局建築指導課建築安全推進グループ （電話番号：011-204-5097）
問い合わせ先	同上
備考	

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成24年10月1日作成)

法令名	都市再開発法（昭和44年6月3日法律第38号）
根拠条項	第124条 第3項
処分の概要	施行者に対する措置命令
法令の定め	（報告、勧告等） 第124条 2 都道府県知事は、組合又は個人施行者に対し、第一種市街地再開発事業に施行の促進を図るため必要な措置を命ずることができる。
処分基準	設定しない （理由）当該不利益処分の事例がこれまでにないことから、不利益処分の個々の事例により判断すべき内容の有無について把握ができないが、法令により不利益処分の具体的な適用については明らかなことから、改めて処分基準を設定することを要しないと判断する。
処分担当課	建設部住宅局建築指導課建築安全推進グループ （電話番号：011-204-5097）
問い合わせ先	同上
備考	

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成24年10月1日作成)

法令名	都市再開発法（昭和44年6月3日法律第38号）
根拠条項	第124条の2 第1項
処分の概要	個人施行者の処分の取消し等
法令の定め	<p>（個人施行者に対する監督）</p> <p>第124条の2 都道府県知事は、個人施行者の施行する第一種市街地再開発事業につき、その事業又は会計がこの法律若しくはこれに基づく行政庁の処分又は規準、規約、事業計画若しくは権利変換計画に違反すると認めるときその他監督上必要があるときは、その事業又は会計の状況を検査し、その結果、違反の事実があると認めるときは、その施行者に対し、その違反を是正するため必要な限度において、その施行者のした処分の取消し、変更若しくは停止又はその施行者のした工事の中止若しくは変更その他必要な措置を命ずることができる。</p>
処分基準	<p>設定しない</p> <p>（理由）当該不利益処分の事例がこれまでにないことから、不利益処分の個々の事例により判断すべき内容の有無について把握ができないが、法令により不利益処分の具体的な適用については明らかなことから、改めて処分基準を設定することを要しないと判断する。</p>
処分担当課	建設部住宅局建築指導課建築安全推進グループ （電話番号：011-204-5097）
問い合わせ先	同上
備考	

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成24年10月1日作成)

法令名	都市再開発法（昭和44年6月3日法律第38号）
根拠条項	第124条の2 第2項
処分の概要	個人施行者の施行認可の取消し
法令の定め	（個人施行者に対する監督） 第124条の2 2 都道府県知事は、個人施行者が前項の規定による命令に従わないときは、権利変換期日前に限り、その施行者に対する第一種市街地再開発事業の施行についての認可を取り消すことができる。
処分基準	設定しない （理由）当該不利益処分の事例がこれまでにないことから、不利益処分の個々の事例により判断すべき内容の有無について把握ができないが、法令により不利益処分の具体的な適用については明らかことから、改めて処分基準を設定することを要しないと判断する。
処分担当課	建設部住宅局建築指導課建築安全推進グループ （電話番号：011-204-5097）
問い合わせ先	同上
備考	

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成24年10月1日作成)

法令名	都市再開発法（昭和44年6月3日法律第38号）
根拠条項	第125条第3項
処分の概要	組合に対する措置命令
法令の定め	<p>（組合に対する監督）</p> <p>第125条</p> <p>3 都道府県知事は、前2項の規定により検査を行った場合において、組合の事業又は会計がこの法律若しくはこれに基づく行政庁の処分又は定款、事業計画若しくは権利変換計画に違反していると認めるときは、組合に対し、その違反を是正するため必要な限度において、組合のした処分の取消し、変更若しくは停止又は組合のした工事の中止若しくは変更その他必要な措置を命ずることができる。</p>
処分基準	<p>設定しない</p> <p>（理由）当該不利益処分の事例がこれまでにないことから、不利益処分の個々の事例により判断すべき内容の有無について把握ができないが、法令により不利益処分の具体的な適用については明らかなことから、改めて処分基準を設定することを要しないと判断する。</p>
処分担当課	建設部住宅局建築指導課建築安全推進グループ （電話番号：011-204-5097）
問い合わせ先	同上
備考	

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成24年10月1日作成)

法令名	都市再開発法（昭和44年6月3日法律第38号）
根拠条項	第125条 第4項
処分の概要	組合の設立認可の取消し
法令の定め	（組合に対する監督） 第125条 4 都道府県知事は、組合が前項の規定による命令に従わないとき、又は組合の設立についての認可を受けた者がその認可の公告があった日から起算して30日を経過してもなお総会を招集しないときは、権利変換期日前に限り、その組合についての設立の認可を取り消すことができる。
処分基準	設定しない （理由）当該不利益処分の事例がこれまでにないことから、不利益処分の個々の事例により判断すべき内容の有無について把握ができないが、法令により不利益処分の具体的な適用については明らかなことから、改めて処分基準を設定することを要しないと判断する。
処分担当課	建設部住宅局建築指導課建築安全推進グループ （電話番号：011-204-5097）
問い合わせ先	同上
備考	

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成24年10月1日作成)

法令名	都市再開発法（昭和44年6月3日法律第38号）
根拠条項	第125条 第6項
処分の概要	総会の招集
法令の定め	<p>（組合に対する監督）</p> <p>第125条</p> <p>5 都道府県知事は、第31条第3項の規定により組合員から総会の招集の請求があった場合において、理事長及び監事が総会を招集しないときは、これらの組合員の申出に基づき、総会を招集しなければならない。第34条第3項又は第35条第4項において準用する第31条第3項の規定により組合員又は総代から総会の部会又は総代会の招集の請求があった場合において、理事長及び監事が総会の部会又は総代会を招集しないときも、同様とする。</p>
処分基準	<p>設定しない</p> <p>（理由）当該不利益処分の事例がこれまでにないことから、不利益処分の個々の事例により判断すべき内容の有無について把握ができないが、法令により不利益処分の具体的な適用については明らかなことから、改めて処分基準を設定することを要しないと判断する。</p>
処分担当課	建設部住宅局建築指導課建築安全推進グループ （電話番号：011-204-5097）
問い合わせ先	同上
備考	

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成24年10月1日作成)

法令名	都市再開発法（昭和44年6月3日法律第38号）
根拠条項	第125条 第7項
処分の概要	解任請求による投票
法令の定め	<p>（組合に対する監督）</p> <p>第125条</p> <p>7 都道府県知事は、第26条第1項の規定により組合員から理事又は監事の解任の請求があった場合において、組合がこれを組合員の投票に付さないときは、これらの組合員の申出に基づき、これを組合員の投票に付さなければならない。第36条第3項において準用する第26条第1項の規定により組合員から総代の解任の請求があった場合において、組合がこれを組合員の投票に付さないときも、同様とする。</p>
処分基準	<p>設定しない</p> <p>（理由）当該不利益処分の事例がこれまでにないことから、不利益処分の個々の事例により判断すべき内容の有無について把握ができないが、法令により不利益処分の具体的な適用については明らかなことから、改めて処分基準を設定することを要しないと判断する。</p>
処分担当課	建設部住宅局建築指導課建築安全推進グループ （電話番号：011-204-5097）
問い合わせ先	同上
備考	

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成24年10月1日作成)

法令名	都市再開発法（昭和44年6月3日法律第38号）
根拠条項	第125条 第8項
処分の概要	議決等の取り消し
法令の定め	<p>（組合に対する監督）</p> <p>第125条</p> <p>8 都道府県知事は、組合の組合員が総組合員の十分の一以上の同意を得て、総会、総会の部会若しくは総代会の招集手続き若しくは議決の方法又は役員若しくは総代の選挙若しくは解任の投票の方法が、この法律又は定款に違反することを理由として、その議決、選挙、当選又は解任の投票の取消を請求した場合において、その違反の事実があると認めるときは、その議決、選挙、当選又は解任の投票を取り消すことができる。</p>
処分基準	<p>設定しない</p> <p>（理由）当該不利益処分の事例がこれまでにないことから、不利益処分の個々の事例により判断すべき内容の有無について把握ができないが、法令により不利益処分の具体的な適用については明らかなことから、改めて処分基準を設定することを要しないと判断する。</p>
処分担当課	建設部住宅局建築指導課建築安全推進グループ （電話番号：011-204-5097）
問い合わせ先	同上
備考	

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成24年10月1日作成)

法令名	都市再開発法（昭和44年6月3日法律第38号）
根拠条項	第125条の2 第3項
処分の概要	再開発会社に対する処分の取消し等
法令の定め	<p>（再開発会社に対する監督）</p> <p>第125条の2</p> <p>3 都道府県知事は、前二項の規定により検査を行つた場合において、再開発会社の事業又は会計がこの法律若しくはこれに基づく行政庁の処分又は規準、事業計画、権利変換計画若しくは管理処分計画に違反していると認めるときは、再開発会社に対し、その違反を是正するため必要な限度において、再開発会社をした処分の取消し、変更若しくは停止又は再開発会社をした工事の中止若しくは変更その他必要な措置を命ずることができる。</p>
処分基準	<p>設定しない</p> <p>（理由）再開発会社の制度は平成14年6月1日から施行されているが、現在のところ全国的にも申請事例がないことから、設定は困難である。</p>
処分担当課	建設部住宅局建築指導課建築安全推進グループ （電話番号：011-204-5097）
問い合わせ先	同上
備考	

法令名	都市再開発法（昭和44年6月3日法律第38号）
根拠条項	第125条の2 第4項
処分の概要	再開発会社に対する施行認可の取消し
法令の定め	<p>（再開発会社に対する監督）</p> <p>第125条の2第4項により、再開発会社の事業又は会計がこの法律若しくはこれに基づく行政庁の処分又は規準、事業計画、権利変換計画若しくは管理処分計画に違反していると認める場合に、必要な措置を命令しても従わないときは、都道府県知事は、権利変換期日前又は管理処分計画の認可の公告の日前に限り、施行の認可を取消することができる。</p>
処分基準	<p>設定しない</p> <p>（理由）再開発会社の制度は平成14年6月1日から施行されているが、現在のところ全国的にも申請事例がないことから、設定は困難である。</p>
処分担当課	建設部住宅局建築指導課建築安全推進グループ （電話番号：011-204-5097）
問い合わせ先	同上
備考	

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成24年10月1日作成)

法令名	都市再開発法（昭和44年6月3日法律第38号）
根拠条項	第126条 第1項
処分の概要	施行者に対する措置命令
法令の定め	<p>（都道府県及び市町村に対する監督）</p> <p>第126条 建設大臣は都道府県又は市町村に対し、都道府県は市町村に対し、これらの者が施行者として行う処分又は工事が、この法律又はこれに基づく建設大臣若しくは都道府県知事の処分に違反していると認めるときは、市街地再開発事業の適正な施行を確保するため必要な限度において、その処分の取り消し、変更若しくは停止又はその工事中止若しくは変更その他必要な措置を命ずることができる。</p>
処分基準	<p>設定しない</p> <p>（理由）当該不利益処分の事例がこれまでにないことから、不利益処分の個々の事例により判断すべき内容の有無について把握ができないが、法令により不利益処分の具体的な適用については明らかことから、改めて処分基準を設定することを要しないと判断する。</p>
処分担当課	建設部住宅局建築指導課建築安全推進グループ （電話番号：011-204-5097）
問い合わせ先	同上
備考	